

広島県告示第六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定によつて、家きん飼養者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成二十三年一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内全域の百羽以上の鶏飼養農場

三 実施の期日

平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十八日まで

四 実施方法

消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場出入口）散布

ただし、消石灰による消毒と同等の効果と認められる方法による消毒も認める。